

11 こども

ほいく ◎保育

にんか にんかがいほいくしせつ 認可・認可外保育施設

○認可保育施設について

- 利用には、保護者(養育者)が就労・疾病・障害等の理由により昼間家庭において保育を受けることが困難である理由(保育が必要な理由)が必要です。
- お子さんの障がい、特性、発達の段階、疾病等、保育を行う上で配慮が必要な方は、入所申請の前に保育課入所担当へご相談ください。保育課では、ご家庭やお子さんの状況などを確認し、入所手続き等に関する相談・助言等を行っています。
- お子さんの障がいや特性、発達の段階は個々に異なります。また、受け入れる施設の状況・受け入れ基準はそれぞれ異なり、障がいや特性、発達の段階によっては、受け入れができない場合があります。
- 申込書を提出する前に、希望する施設にお子さんと一緒に見学・相談を済ませ、集団保育が可能であるかなどをご確認ください。なお、保育施設では療育を行っていません。

【手続先】日野市保育課保育幼稚園係

〔電 話〕042-514-8637

○認可外保育施設について

各施設によって入園要件等が異なり、各施設への問い合わせが必要となります。

施設一覧は、下記ホームページをご確認ください。

日野市ホームページ(保育園の入園)

〔U R L〕<https://www.city.hino.lg.jp/kosodate/hoikuen/nyuen/index.html>



【手続先】各保育施設

いちじほいく 一時保育

リフレッシュ、通院、その他の事由により一時的にお子さんを保育する施設については、各施設によって利用要件が異なり、各施設への問い合わせが必要となります。

施設一覧は、下記ホームページをご確認ください。

日野市ホームページ(一時的な保育)

〔U R L〕<https://www.city.hino.lg.jp/kosodate/shien/hoiku/index.html>



【手続先】各保育施設

いちじあず じぎょう 一時預かり事業(どれみ)

医療行為の必要のない2歳以上の未就学児で、障害がある、または発達に支援が必要な方の預かりを実施しています。家族の用事や保護者の休養等の際に利用するもので、仕事を理由とする預かりはできません。(原則月7日まで、30分200円※生活保護世帯、市民税非課税世帯は利用料免除)

【手続先】 日野市発達・教育支援センター(エール) P14(1_相談窓口)参照

がくどう にゅうしょ かん **学童クラブ入所に関すること** (身)(知)(精)

【対象者】 日野市に在住する、以下の要件を満たす小学校1年生から6年生までの児童。

- 身体障害者手帳、愛の手帳(療育手帳)または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている児童
- 都立特別支援学校に在籍する児童
- 固定学級に在籍する児童(普通学級に籍を置き、通級指導学級・特別支援教室に通う児童は含みません)

【要件】 保護者が就労・疾病・障害等の理由により昼間家庭において保育が行うことができないと認められる場合。

※入所については、お子さんを安全にお預かりするために、障害の程度や育成方法、施設の状況等を考慮したうえで、決定いたします。また、障害のある児童について、行き帰りは原則として保護者の送迎が必要です。なお、学童クラブでは、医療行為を行うことはできません。

【手続先】 日野市子育て課

【電話】 042-514-8636

はったつしえん ◎**発達支援**

みしゅうがくじ しえん **未就学児への支援**

【内容】

○就学前の児童の発達に遅れや心配がある場合の相談

心理士が、お子様にあった指導について提案します。

○就学前の児童の発達に遅れや心配がある場合の通園事業(きぼう)

3歳から就学前の子どもを対象に、少人数クラスでの遊びや体験を通して、生活習慣の基礎を作り社会性を身に付ける支援を行います。毎日通うクラス(3歳から、週5日)と、保育園・幼稚園に在籍しながら通うクラス(4歳から、午後に月2回程度)があります。利用には、障害児通所受給者証の取得が必要です。

○保育所等訪問支援事業

発達に遅れや心配がある就学前の子どもを対象に、訪問支援員が保育園や幼稚園等、その子が過ごしている施設に訪問し、園生活をより充実して過ごせるよう、園の先生方と相談しながら支援を実施します。利用には、障害児通所受給者証の取得が必要です。

【手続先】 日野市発達・教育支援センター(エール) P14(1_相談窓口)参照

きょういく ◎**教育**

とくべつしえんきょういく かん しゅうがくそうだん てんがくそうだん **特別支援教育に関すること(就学相談・転学相談など)**

特別支援教育とは、幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けて、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な教育を行うことです。知的障害、自閉症・情緒障害、難聴、言語障害、発達障害(学習障害:LD、注意欠陥多動性障害:ADHD、高機能自閉症等)により、学習面や集団生活などで困り感がある場合や、発達上、気になる様子や行動がみられる等のご相談をお受けします。

【手続先】 日野市発達・教育支援センター(エール) P14(1_相談窓口)参照

※市内小中学校に在籍している児童については、各在籍校へご相談ください。

とくべつし えんきょういくしゅうがくしょうれいひ **特別支援教育就学奨励費**

特別支援教育就学の特殊性から、保護者の経済的負担を軽減するために、その負担能力の程度に応じ、学校で必要とする費用の一部を援助します。

【申請資格】 日野市に住所を有し、小学校又は中学校の特別支援学級・通級指導学級・特別支援教室に在籍又は通級している児童生徒のいる家庭 ※所得要件あり

【手続先】 日野市庶務課

〔電 話〕 042-514-8692

いりょう ◎医療

いりょうてき じ しえん **医療的ケア児への支援**

医療的ケアとは、人口呼吸器による呼吸管理や喀痰吸引その他の医療行為のことです。日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠な児童(18歳以上の高校生等を含む)のことを「医療的ケア児」といいます。

○医療的ケアを必要とする方への支援

- ① 障害者手帳→P20(2_手帳)参照
- ② 日常生活用具費の助成→P36(4_日常生活の支援)参照
- ③ 訪問入浴サービス→P46(4_日常生活の支援)参照
- ④ 心身障害者(児)一時保護事業(在宅)→P46(4_日常生活の支援)参照
- ⑤ 在宅重症心身障害児(者)訪問事業→P47(4_日常生活の支援)参照
- ⑥ 重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業→P47(4_日常生活の支援)参照
- ⑦ 心身障害者(児)一時保護事業(施設)→P58(4_日常生活の支援)参照

◎その他

せいねん せいじんがっきゅう **青年・成人学級**

様々な障害のある青年と一般青年が、一緒に楽しい時を過ごしながらか、ともに仲間として相互の理解を深め交流し、学び合う場です。青年学級と成人学級、分科会があり、合計年間60回程度開催しています。

【活動場所】 日野市中央公民館を拠点に様々な場所で活動しています。

【対 象】 15歳以上の青年(成人学級は25歳以上)

【問 合 せ】 日野市中央公民館

〔所 在 地〕 日野市日野本町7-5-23

〔電 話〕 042-581-7580

ひ の し しょうねんがっきゅう **日野市少年学級**

市内在住の特別支援教育を受けている小中学生が集まって交流します。月1回の定例会ではリトミックやボウリ

ング大会を行うなど楽しい時間を過ごしています。

【対 象】 市内在住の特別支援教育を受けている小中学生

【問 合 せ】 日野市中央公民館高幡台分室

〔所 在 地〕 日野市程久保550番地

〔電 話〕 042-592-0864

こそだ 子育てひろば

地域の身近な施設で親子がゆったりと過ごしながら子育て相談などができる場として、「子育てひろば」が市内各所にあります。家から近い場所で他の親子たちと出会い、専門のスタッフに子育ての疑問や悩みを相談できる場として、お気軽にご利用ください。

【問 合 せ】 実施施設やご利用方法に関しては、下記ホームページをご確認いただき、各ひろばへお問い合わせください。

日野市ホームページ(子育てひろばの利用方法について)

〔U R L〕 <https://www.city.hino.lg.jp/kosodate/shien/hiroba/1000937.html>



こそだ かい 子育てサークル「ぞうさんの会」

障害や病気のある子どもを育てる親と子のグループです。情報交換や日々の暮らしの中での悩みを相談できます。さまざまな個性を持つ子どもたちを育てるのは大変ですが、「ひとりじゃない！子育てを楽しもう！」そんな仲間が集まる、あたたかい場所を目指しています。

【活 動 日】 月1回(平日午前中)

【活動場所】 地域子ども家庭支援センター万願寺

〔所 在 地〕 東京都日野市万願寺2-24-7 万願寺タウンビル2階

【対 象】 0歳以上のお子さまを子育て中のご家庭

【会 費】 実費(イベント時のみ)

【問 合 せ】 地域子ども家庭支援センター万願寺「にここ」

〔電 話〕 042-586-1312

た たいしょう せいどう その他対象となる制度等

① 相談窓口について→P9～(1_相談窓口)参照

② 日中一時支援(日中、一時的に障害者支援施設等を利用できるサービス:日帰りショートステイ)について→P46(4_日常生活の支援)参照

③ 手当・年金について→P61～(5_手当・年金)参照

④ 医療助成について→P66～(6_医療費の助成)参照